

郡山市事業引継ぎ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済の発展及び成長並びに雇用の維持を図るため、円滑な事業承継を図ることを目的として、支援機関からの支援を受け、事業の引継ぎ及び引き継いだ事業の販路開拓等に取り組む市内の中小企業者等又は創業を予定している者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援機関 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき国から委託を受けた事業者が設置する事業承継・引継ぎ支援センター（令和3年3月31日までにあっては事業引継ぎ支援センター）、株式会社日本政策金融公庫、金融機関、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (2) 事業引継ぎ 会社分割若しくは合併又は株式譲渡を行い、第三者に経営権を移転することをいい、その準備行為を含む。
- (3) 経営権の移転 法人においては株式の過半数の移転及び代表者の変更、個人事業主においては事業を引き渡す者の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による廃業の届出書（以下「廃業届出書」という。）の提出及び事業を引き受ける者の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業の届出書（以下「開業届出書」という。）の提出をいう。
- (4) 事業引継ぎの完了日 法人においては株式譲渡契約締結日又は株式譲渡日、個人事業主においては事業を引き受ける者の開業届出書の提出日をいう。
- (5) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者又はその経営権を有する者をいう。
- (6) 創業を予定している者 引き継いだ事業による創業を予定しており、規則第14条の規定により市長に実績を報告するまでに、市内に主たる事業所を有する者をいう。
- (7) 主たる事業所 法人においては本社、個人事業主においては開業届出書に記載する納税地をいう。

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、支援機関の支援を受けて行う事業引継ぎ又は事業引継ぎの完了日から6か月以内に行う引き継いだ事業の販路開拓等のうち、それぞれ別表第1に定める要件を満たすものとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業引継ぎ及び引き継いだ事業の販路開拓等は、補助金の交付の対象事業から除くものとする。

- (1) 事業を引き渡す者又は引き継いだ者（当該者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者がいる事業引継ぎ
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に当たる業種の事業引継ぎ

- (3) 前2号に規定する事業引継ぎにより引き継いだ事業の販路開拓等
- (4) 本補助金の補助金の交付の対象となった事業引継ぎ
(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者等又は創業を予定している者で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者
(補助金の交付の対象経費等)

第5条 補助の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、支援機関の支援を受けて行う、事業引継ぎ又は引き継いだ事業の販路開拓等に要する経費のうち、それぞれ別表第2に定める経費とする。ただし、次の各号に該当する経費は除くものとする。

- (1) 対象経費に係る消費税及び地方消費税額
- (2) 他の補助金の交付の対象となる経費
- (3) 事業の引継ぎ又は引き継いだ事業の販路開拓等の目的に限定されない顧問料、士業等専門家への報償費及び旅費

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内で、30万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業引継ぎの場合は事業計画書（事業引継ぎ用）（第1号様式）、事業引継ぎの完了日から6か月以内に行う当該事業の販路開拓等に取り組む場合は事業計画書（引き継いだ事業の販路開拓等用）（第2号様式）、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 誓約書兼同意書（第4号様式）
- (2) 役員等一覧表（第5号様式）
- (3) 発行から3か月以内の登記全部事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (4) 住所を証明する書類（住民票の写し、運転免許証、パスポート又はマイナンバーカードのいずれか1点の写し。ただし、住民票の写し又はマイナンバーカードで証明するに当たっては、個人番号を見通せない措置を講ずること。（個人事業主の場合に限る。）
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し。ただし、引き継いだ事業の販路開拓等を行う場合で、店舗改装費、設備工事費及び備品購入費については、2者以上の見積書の写しを添付すること。
- (6) 支援証明書（第6号様式）

(7) 他の補助金の交付対象経費が分かる書類（申請する事業に他の補助金の交付の対象となる経費がある場合に限る。）

2 補助金の交付の申請に当たっては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請するものとする。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は事業引継ぎが完了した日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

（実績報告等）

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象となる委託契約を締結した場合は、契約書の写し
- (2) 補助対象となる備品を購入した場合は、備品の整備台帳の写し
- (3) 領収書等対象経費の支払いを証する書類
- (4) 株式を移転した場合は、株式譲渡契約書の写し
- (5) 代表者を変更した場合は、法人においては発行から3か月以内の登記全部事項証明書の写し、個人事業主においては事業を引き渡す者の廃業届出書及び事業を引き受ける者の開業届出書の写し（税務署に受付されたことが確認できるものに限る。）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付を受けた者に通知する

ものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められる財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業の別	対象となる事業の要件
事業引継ぎ	1 業務に従事する者と雇用契約（業務に従事する者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者となる契約をいう。以下同じ。）を締結しており、事業引継ぎ後も原則として、同様の雇用契約が締結される見込みであること。 2 市内において1年以上の期間に渡り事業が営まれており、事業引継ぎ後も引き続き市内で事業が営まれる見込みであること。 3 申請日において、経営権を有する者（個人事業主の場合にあつては当該個人事業主）が60歳を超えており、事業引継ぎにより経営権を有する者の若返りが図られる見込みであること。
引き継いだ事業の販路開拓等	1 業務に従事する者と雇用契約を締結していること。 2 市内において1年以上の期間に渡り営まれていた事業の経営権を譲渡され、市内で事業を行うものであること。

別表第2（第5条関係）

事業の別	対象経費
事業引継ぎ	1 委託料（事業引継ぎに係る業務（初期診断、課題分析、コンサルティング、譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&A計画の策定、マッチングの登録等。以下同じ。）のうち委託契約を締結するものに係る経費） 2 報償費及び旅費（事業引継ぎに係る業務のうち士業等専門家の報償費及び旅費）
引き継いだ事業の販路開拓等	1 販路開拓に係る広報費、展示会出展費

	<ul style="list-style-type: none">2 店舗改装費3 設備工事費4 備品購入費（備品とは通常の状態でおおむね3年以上の使用に耐える物品で、取得価格が10万円以上の額のものをいう。）5 士業等専門家への報償費及び旅費
--	--

事業計画書（事業引継ぎ用）

1 申請者の概要

会社名 又は屋号			
代表者 氏名	年 月 日生（ 歳）		
主たる事業所の所在地			
資本金 （会社のみ）	円	設立又は開業年月日	年 月 日
従業員数	名	主たる業種	
事業内容及び組織	（事業内容） （組織）		
連絡担当者名			
	電話番号		
	E-mail		

※主たる業種については、総務省による日本標準産業分類の中分類を記載すること。

※事業内容及び組織は、会社案内等の添付により省略可。

第2号様式（第6条関係）

事業計画書（引き継いだ事業の販路開拓等用）

1 申請者の概要

会社名 又は屋号			
代表者名			
主たる事業所の所在地			
資本金 (法人のみ)	円	設立（開業）年月日 (又は予定年月日)	年 月 日
従業員数	名	主たる業種	
事業内容及び組織	(事業内容) (組織)		
連絡担当者名			
	電話番号		
	E-mail		

※主たる業種については、総務省による日本標準産業分類の中分類を記載すること。

※事業内容及び組織は、会社案内等の添付により省略可。

収支予算書

1 収入

単位：円

科目	予算額	摘要
郡山市事業引継ぎ支援補助金		補助対象経費の1/2以内(1,000円未満切り捨て) *上限30万円
合計	0	

2 支出

単位：円

事業内容	科目		予算額		摘要 (対象外経費に下線)
	節	細節		うち補助対象額	
合計			0	0	

※必要に応じ、枠の追加をしてください。
 ※支出については、見積書(写)を添付してください。

誓約書兼同意書

郡山市長

私は、郡山市事業引継ぎ支援補助金の申請に当たり、補助金の交付要綱を確認し、次の事項に相違ないことを誓約いたします。

- 別添役員等一覧に記載の者が郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等（以下単に「暴力団等」という。）に該当していないこと
- 事業引継ぎの相手方（相手方が会社の場合、その代表及び役員）が暴力団等に該当していない旨を確認していること
- 引継ぐ事業又は引継いだ事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にあたらぬこと
- 私に代わり郡山市長が、郡山市事業引継ぎ支援補助金交付要綱第4条第1号に規定する市税等の納付状況について担当課に照会すること
- 補助金の交付の対象となった事業について郡山市が行う調査に協力すること

年 月 日

住 所
(所在地)
名 称
代表者名

(自署又は記名押印)

(参考)

郡山市暴力団排除条例 (一部抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。)第2条に規定する者を除く。)をいう。
- (4)～(8) 略

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (一部抜粋)

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
 - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
 - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
 - 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
 - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 2～4 (略)
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 6～13 (略)

役員等一覧表

(名称)

年 月 日現在

役職名	氏名	フリガナ	生年月日	住所
代表者			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	

※必要に応じ、行を追加してください。

年 月 日

郡 山 市 長

(支 援 機 関)

所 在 地

名 称

代 表 者 名

印

支援証明書

下記「1 対象事業者」に対し、支援した内容について証明します。

記

1 対象事業者

2 支援機関 担当者名
連絡先 電 話 :
E-mail :

3 支援内容